

令和6年度

国営土地改良事業地区調査

角田丸森地区小田排水機場基本設計その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1－1 条 令和 6 年度国営土地改良事業地区調査角田丸森地区小田排水機場基本設計その他業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「調査共通仕様書」という。）、「測量業務共通仕様書」（以下「測量共通仕様書」という。）及び「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1－2 条 本業務は、角田丸森地区の事業計画策定のため、小田排水機場の基本設計を行うことを目的とする。

(場 所)

第 1－3 条 本業務において対象とする、小田排水機場の建設予定地は、宮城県角田市角田地内で別添－1 に示すとおりである。

(一般事項)

第 1－4 条 業務請負契約書、調査共通仕様書、測量共通仕様書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 測量作業規程第 24 条（基準点測量 作業計画）、同規程第 51 条（レベル等による水準測量計画）及び路線測量の測量予定線については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。
- (2) 作業に伴い立木伐採等が必要となった場合については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないように留意するものとする。
- (3) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (4) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (5) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (6) 測量作業計画については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。
- (7) ボーリング及び土質等の調査位置は、別添－2 地質ボーリング位置図のとおりである。
なお、詳細については監督職員と現地立ち合いのうえ決定する。

(管理技術者)

第 1－5 条 管理技術者は、設計共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャ	農業土木	

(照査技術者)

第 1－6 条

- 1 照査技術者は、設計共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャ	農業	

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－7 条

- 1 担当技術者は、設計共通仕様書第 1－8 条によるものとする。
- 2 担当技術者は、地質・土質調査業務と合わせ行う場合にあっては、地質・土質調査部門の担当技術者を含むものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－8 条 設計共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－9 条 受注者は、設計共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作 業 条 件

(適用する図書)

第 2－1 条 設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 ポンプ場（平成30年 5 月）」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(作業条件)

第 2－2 条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 現地調査を行う時期は、監督職員と打合せ後、実施するものとする。

(測量作業条件)

第２－３条 測量作業の基本条件は、次のとおりである。

本測量の基準となる既地点は、次表及び別添－３基準点位置図に示すとおりである。

既設の基準点・水準点	等級種別
J S-3	1 級基準点
Y-1 7	1 級基準点
J S-1	2 級基準点
Y-1 8	2 級基準点
Y-1 9	2 級基準点
2 0 1 0	2 級基準点
5 5 6 6	一等水準点
5 5 6 7	一等水準点
2 No. 5	2 級水準点
角田	二等三角点
羽黒山	三等三角点
竹内	三等三角点

(設計作業条件)

第２－４条 設計作業における設計条件は、次のとおりである。

排水量 3 m³/s～10m³/s

(参考図書)

第２－５条 設計作業の参考とする図書は、設計共通仕様書第２－１条によるものとする。

(貸与資料)

第２－６条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	平成28年度 国営施設応急対策事業 角田地区事業計画検討その他業務 報告書	1 式
2	平成29年度 国営施設応急対策事業 角田地区事業計画補足検討その他業務 報告書	1 式
3	平成30年度 国営施設応急対策事業 角田地区事業計画整理その他業務 報告書	1 式
4	令和２年度 ICTモデル業務 角田地区排水計画策定業務 報告書	1 式
5	令和３年度 国営施設応急対策事業 角田地区事業推進検討業務 報告書	1 式
6	令和４年度 国営施設応急対策事業角田地区 角田地区事業推進検討業務 報告書	1 式
7	令和４年度 広域農業基盤整備管理調査 角田地区対策手法検討調査業務 報告書	1 式

8	令和5年度 地域整備方向検討調査 角田二期地域統合排水機場基本設計その他業務 報告書	1 式
9	令和5年度 地域整備方向検討調査 角田二期地域小田排水機場他構想設計業務 報告書	1 式
10	河川予備協議資料	1 式
11	その他監督職員が必要と認める資料	1 式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-7条 第2-6条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 記載事項に相互の矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-8条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。

番号	関 連 業 務	業務実施期間 (予定)
1	令和6年度国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区堀切排水機場基本設計その他業務 (仮称)	令和6年4月～ 令和7年2月
2	令和6年度国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区江尻排水機場他基本設計業務 (仮称)	令和6年4月～ 令和7年2月
3	令和6年度国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区環境配慮計画検討その他業務 (仮称)	令和6年4月～ 令和7年2月
4	令和6年度国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区受益面積概定及び経済効果算定その他業務 (仮称)	令和6年4月～ 令和7年2月

第3章 作業内容

(調査作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙-1「調査作業数量表」に示すものとする。

ボーリング (オールコア)	2 孔 L=78.01m
〃 (ノンコア)	2 孔 L=56.10m
標準貫入試験	69 回
現場透水試験	2 か所
孔内載荷試験 (プレッシャーメーター試験)	2 か所
サンプリング	21 試料
解析業務	1 式
一般調査業務	1 式
室内試験	1 式
足場仮設 (平坦足場) 0.3m以下	2 か所

(測量作業項目及び数量)

第3-2条 本業務における測量作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙-2「測量作業数量表」に示すものとする。また、基準点測量に当たっては、事前に測量作業規程第22条及び第49条に規定する方法の選択について、監督職員の承諾を得るものとする。

基準点測量

3級基準点測量	新設点	5点 (うち永久標識設置 5点)
4級基準点測量	新設点	67点 (永久標識設置なし)
3級水準点測量	L=16.9km	

路線測量

作業計画	1式
現地踏査	L=0.50km
線形決定	L=0.50km
中心線測量	L=0.50km
横断測量	L=0.50km

現地測量

現地測量	A=0.18km ²
------	-----------------------

(設計作業項目及び数量)

第3-3条 本業務における設計作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙-3「設計作業項目内訳表(該当項目)」に○印で示すものとする。

ポンプ場基本設計	1か所
・準備作業	1式
・設計計画	1式
・水理計算	1式
・機場工の設計	1式
・樋門、樋管工の設計	1式
・建屋の設計	1式
・護岸工の設計	1式
・堤外水路の設計	1式
・土工計画	1式
・仮締切堤設計	1式
・山留工設計	1式
・概算工事費積算	1式
・照査	1式
・点検取りまとめ	1式

(調査作業の留意点)

第3-4条 調査作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

(1) ボーリング調査

ボーリング調査の調査方法は、調査共通仕様書第3-3条に基づくものとする。

(2) 現場透水試験

現場透水試験は、調査ボーリング孔のうち別紙-1「調査作業数量表」に示す調査孔において実施するものとする。試験方法は、調査共通仕様書第4-9条に基づくものとする。

なお、詳細については、別途監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

(3) 孔内載荷試験

孔内載荷試験は、調査ボーリング孔のうち別紙－１「調査作業数量表」に示す調査孔において実施するものとする。試験方法は、調査共通仕様書第 4-18 条に基づくものとする。

なお、詳細については、別途監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

(4) 標準貫入試験

標準貫入試験は、各ボーリング孔において地表 1 m 地点より 1 m 毎に実施するものとする。

なお、試験方法は、調査共通仕様書第 5-3 条に基づくものとする。

(5) 土質試験

採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り調査共通仕様書第 11-1 条によるものとするが、詳細については、地盤材料試験法及び監督職員の指示による。

(6) ボーリング成果

ボーリング成果は、調査共通仕様書第 1-17 条に基づき、地盤情報を別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

なお、検定の申込にあたり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。

(測量作業の留意点)

第 3－5 条 測量作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

(1) 3 級基準点、4 級基準点及び 3 級水準点測量の成果の検定については、測量作業規程第 14 条を適用する。

(2) 中心線測量

ア 中心線の間隔は、原則として 20m 間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。

イ 杭打ちが不可能な所では、固定物に打鉋等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。

(3) 3 級水準測量（仮 BM 設置測量）

ア 3 級水準点の設置は、監督職員の指示により行うものとする。

(4) 縦断測量

ア 縦断図面の縮尺は、縦 $S = 1 / 100$ 、横 $S = 1 / 250$ とする。

(5) 横断測量

ア 中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。

イ 横断測量の縮尺は $S = 1 / 500$ とする。

(6) 現地測量

ア 現地測量の地図情報レベルは 500 ($S = 1 / 500$) とする。

(7) 測量予定範囲は、別添-4 測量範囲図に示すとおりである。

(設計作業の留意点)

第 3－6 条 作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 第 2－6 条及び設計共通仕様書に示す参考図書及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

- (4) 施工上特に注意する点の特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 関係機関からの聞き取り等が必要な場合は、事前に監督職員と調整を行うものとする。
- (6) 貸与資料、データ整理結果等の扱いについて、個人情報を含む場合には、プライバシーを保護し、業務履行期限後速やかにデータ等を裁断処分する。
- (7) 設計共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。
- (8) 建設予定地周辺の道路や公共施設等の整備状況・計画について把握し、設計・施工計画に反映するものとする。
- (9) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
- (10) 新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月）において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。

（業務の成果品質確保対策）

第3-7条 契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- （ア）作業条件・前提条件
- （イ）業務計画の妥当性
- （ウ）スケジュール
- （エ）設計変更内容
- （オ）その他

イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

（2）合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

（3）照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

（4）当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

- (5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-8条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、次の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4-1条

- 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。
- 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調

査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打 合 せ

(打合せ)

第5－1条 設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 作業着手の段階（業務計画書作成段階）
- 第2回 中間打合せ（基本条件整理段階）
- 第3回 中間打合せ（計画・設計段階）
- 第4回 中間打合せ（細部設計段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第6章 成 果 物

(成果物)

第6－1条 成果物を調査共通仕様書第1-17条、測量共通仕様書第1-18条、設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）：正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R もしくは DVD-R）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力：1部（電子媒体の出力。市販のA-4版ファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第6－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場 38-7

東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所

第7章 契 約 変 更

(契約変更)

第7－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-3条に示す「測量作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第2-4条に示す「設計作業条件」に変更が生じた場合。
- (3) 第3-1条に示す「調査作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (4) 第3-2条に示す「測量作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (5) 第3-3条に示す「設計作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (6) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (7) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (8) 調査にあたり、仮設足場、水替、伐採、除雪等が必要となった場合。

- (9) 履行期間に変更が生じた場合。
- (10) 関係機関等対外的協議により、設計計画等に変更が生じた場合。
- (11) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙ー 1 調査作業数量表

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 機場予定地地点		
1-1. オールコアボーリング（粘土・シルト）	L=14.33m	φ 66、1 孔
1-2. オールコアボーリング（砂・砂質）	L=15.37m	
1-3. ノンコアボーリング（粘土・シルト）	L=14.33m	φ 86、1 孔
1-4. ノンコアボーリング（砂・砂質）	L=15.37m	
2. 堤防地点		
2-1. オールコアボーリング（粘土・シルト）	L=16.10m	φ 66、1 孔
2-2. オールコアボーリング（砂・砂質）	L=24.09m	
2-3. オールコアボーリング（礫混じり土砂）	L=8.12m	
2-4. ノンコアボーリング（粘土・シルト）	L=9.90m	φ 86、1 孔
2-5. ノンコアボーリング（砂・砂質）	L=16.50m	
3. 標準貫入試験（砂・砂質土）	30回	
4. 標準貫入試験（粘土・シルト）	39回	
5. 孔内載荷試験（プレッシャーメータ試験）	2 回	各 φ 86ボーリング地点
6. 現場透水試験	2 回	各 φ 86ボーリング地点
7. シンウォールサンプリング	11試料	
8. トリプルサンプリング	10試料	
9. 室内試験		
9-1. 粒度試験	49試料	
9-2. 土粒子の密度試験	29試料	
9-3. 含水比試験	29試料	
9-4. 液性限界試験	13試料	
9-5. 塑性限界試験	13試料	
9-6. 湿潤密度試験	17試料	
9-7. 圧密試験	11試料	
9-8. 一軸圧縮強度試験	11試料	
9-9. 三軸圧縮試験CU	10試料	
10. 足場仮設（平坦地足場）0.3m以下	2 箇所	
11. 既存資料の収集・現地踏査	1 式	解析業務
12. 資料整理とりまとめ	1 式	一般調査業務
13. 資料整理とりまとめ	1 式	解析業務
14. 断面図等の作成	1 業務	一般調査業務
15. 断面図等の作成	1 業務	解析業務
16. 総合解析とりまとめ	1 業務	解析業務

別紙－ 2 測量作業数量表

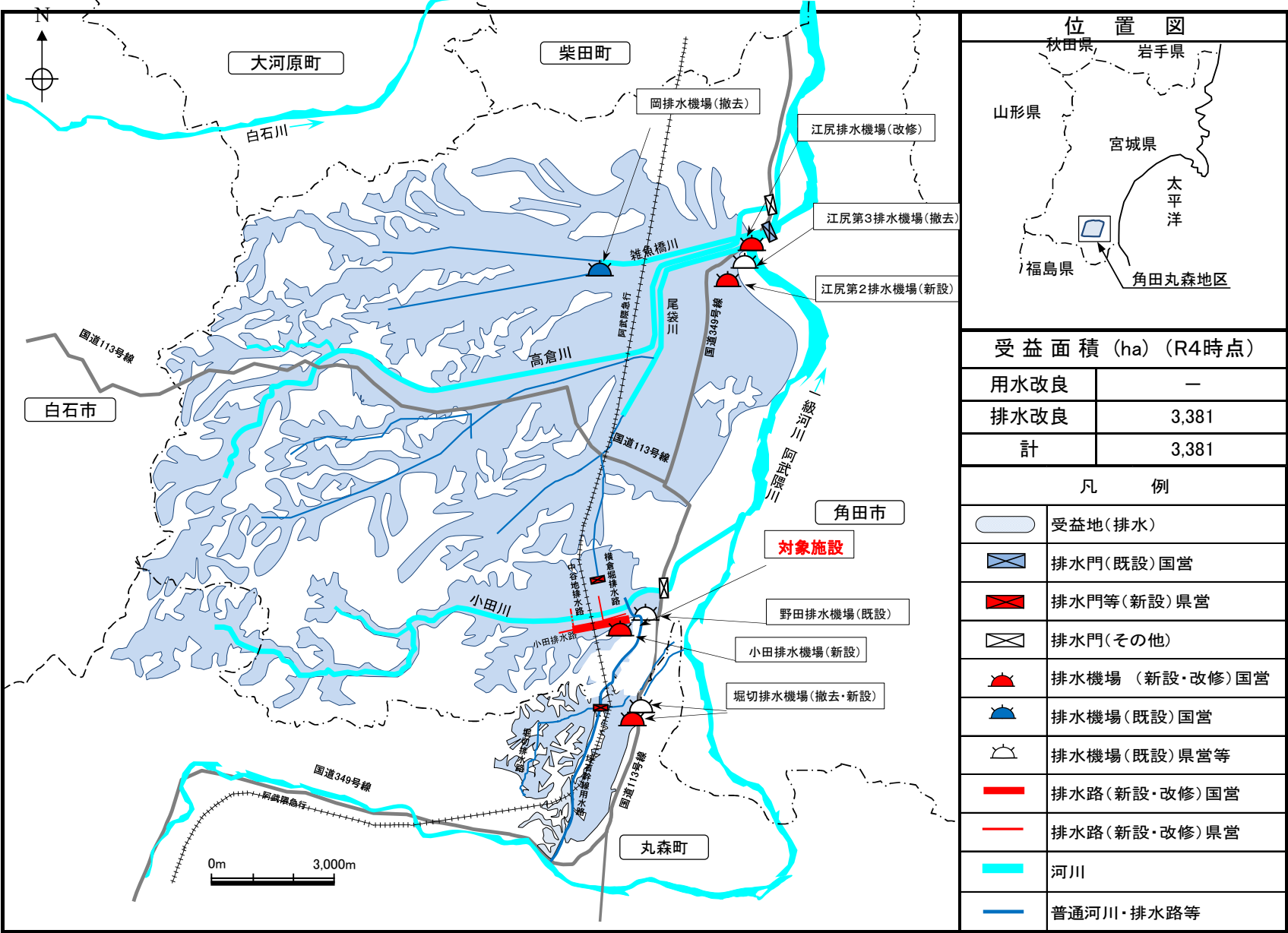
作 業 項 目	数 量
基準点測量	
3 級基準点測量（新設点、永久標識設置）	5 点
4 級基準点測量（新設点、永久標識設置なし）	67 点
3 級水準測量	L=16. 9km
路線測量	
作業計画	1 業務
現地踏査	L=0. 50km
線形決定	L=0. 50km
中心線測量	L=0. 50km
横断測量（測点幅125m～135m）	L=0. 12km
横断測量（測点幅45m～75m）	L=0. 38km
現地測量	
現地測量	A=0. 18km ²

別紙－３ 設計作業項目内訳表

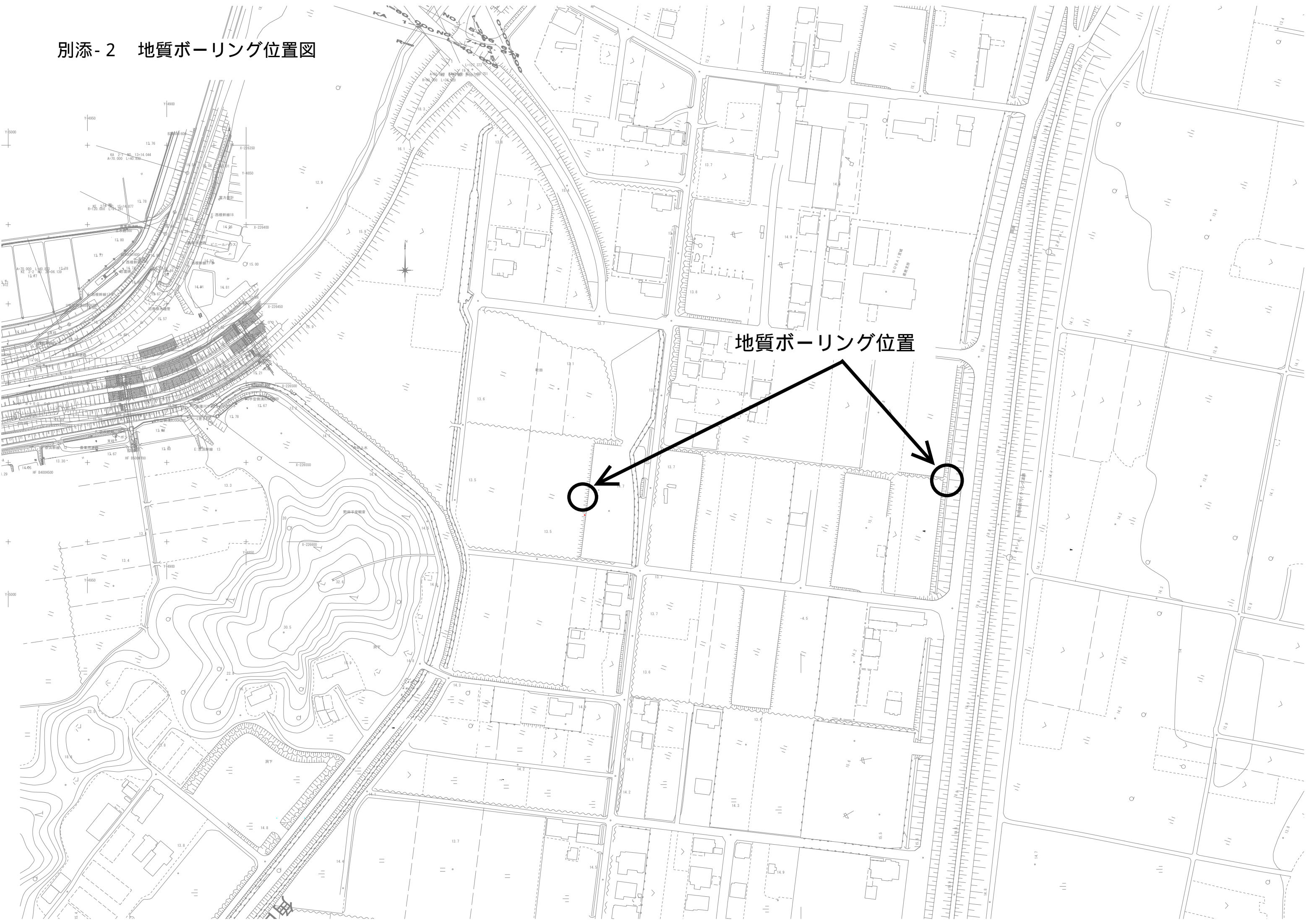
作 業 項 目	作業内容	業務 実施	備考
１．準備作業			
(１) 現地調査	機場予定地点及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、基本設計のために必要な現地調査を行う。	○	
(２) 現地調査（ポンプ吐出し管・堤外水路の設計）	ポンプ吐出し管、堤外水路の周辺地形、地質、現況諸施設について、基本設計のために必要な現地調査を行う。	○	
(３) 資料の検討	基本設計のため貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○	
(４) 資料の検討（ポンプ吐出し管・堤外水路の設計）	ポンプ吐出し管、堤外水路の基本設計のため貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○	
２．設計計画			
(１) 比較検討	概略の調査資料に基づき、ポンプ原動機の機種、台数、口径、機場位置、形式、基礎工の概定比較を行う。	○	
(２) ポンプ及び附帯設備機場規模の検討	機場諸施設の配置、規模を概定する。	○	
３．水理計算			
(１) 揚程、キャピテーションの検討	揚程、キャピテーションの計算を行う。	○	
(２) サージングの検討	サージングの計算を行う。	○	
４．機場工の設計			
(１) 吸水槽	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○	
(２) 吐水槽	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○	
(３) ポンプ吐出し管	配管計画を概定する。管体の安定構造計算は含まない。	○	
(４) 沈砂池	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○	
(５) 機場本体	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○	
(６) 設計図作成・数量計算	一般構造図を作成し、概略数量計算を行う。	○	
５．樋門、樋管工の設計			
(１) 躯体工	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○	
(２) 門柱	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○	
(３) 胸壁、翼壁、水叩き	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○	
(４) 操作室、管理橋	主要寸法を概定する。部材断面を求める構造配筋計算は含まない。	○	
(５) 水門扉	主要寸法を概定する。構造配筋計算は含まない。	○	
(６) 設計図作成・数量計算	一般構造図を作成し、概略数量計算を行う。	○	
６．建屋の設計			
(１) 建物	主要ポンプ及び附帯設備を収容し得る平面及び高さを決定し平面縦断計画を行う。構造計算、設備設計は含まない。	○	
７．護岸工の設計	護岸タイプと範囲を、標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。	○	
８．堤外水路の設計	水路タイプと範囲を、標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。	○	
９．土工計画	標準断面図による概略数量計算を行う。	○	
10．仮締切堤設計	締切のタイプと範囲を標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。	○	
11．山留工設計	山留タイプと範囲を標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。	○	
12．概算工事費積算	主要工事数量と、事例等による単価で、概算工事費を算定する。	○	
13．照査			
(１) 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	

作 業 項 目	作業内容	業務 実施	備考
(2) 照査（ポンプ吐出し管・堤外水路の設計）	ポンプ吐出し管、堤外水路の設計に関し、照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
14. 点検取りまとめ			
(1) 点検取りまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	
(2) 点検取りまとめ（ポンプ吐出し管・堤外水路の設計）	ポンプ吐出し管、堤外水路の設計に関し、成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

令和6年度国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区 小田排水機場基本設計その他業務



別添-2 地質ボーリング位置図



地質ボーリング位置

* 基準点配点図 *



基本基準点凡例		※左記の凡例は成果状態が正常ではありません。	
電子基準点	一等三角点	一等水準点	基準重力点
電子基準点 (付原標)	二等三角点	二等水準点	基準磁気点
その他	三等三角点	三等水準点	一等重力点
	四等三角点		二等重力点
			重力点 (兼用点)
			基準磁気点
			一等磁気点
			二等磁気点

公共基準点凡例		※左記の凡例は成果状態が正常ではありません。	
1 1級基準点	1 1級水準点	1 1級基準点	その他
2 2級基準点	2 2級水準点	2 2級基準点	その他水準点
3 3級基準点	3 3級水準点	3 3級基準点	その他 (水準点兼用)
4 4級基準点	4 4級水準点	4 4級基準点	

別添-4 測量範囲図

